



—— 第2章 私たちの  
環境負荷低減への取り組み ——



写真 羽村市 根がらみ前水田のチューリップ



# 1 環境方針

## 「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」

西多摩衛生組合環境センターは、環境にやさしく安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地域の皆様と協働して環境負荷の低減を図るために、全職員をあげて次のことに取り組んでいます。

1 安全で安定した事業活動を行うためにも、公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。

### <公害防止協定の主な内容>

排出ガスは、大気汚染防止法などに定める規制値（法規制値）以内とし、下表に定める公害防止協定制値以下とする。また、協定制値をさらに低減する努力目標として、下表に公害防止協定目標値を定める。

表 排ガスに係る法規制値、公害防止協定制値および目標値

項目	単位	法規制値	公害防止協定制値	公害防止 <sup>※2</sup> 協定目標値
硫黄酸化物	ppm	(約 440) <sup>※1</sup>	30	10
窒素酸化物	ppm	250	50	40
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08	0.02	0.01
塩化水素	ppm	430	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.5 ⇒ 0.05 <sup>※4</sup>	0.1 ⇒ 0.01 <sup>※4</sup>
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50 <sup>※3</sup>	—	50 ⇒ — <sup>※4</sup>

※1 硫黄酸化物の「K 値」は、6.42 です。

※2 公害防止協定目標値とは、将来にわたり協定制値をさらに低減する努力目標として定めた共同の値です。

※3 大気汚染防止法の一部改正に伴い、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から「水銀」の法規制値が施行されました。

※4 2019 年（令和元年）5 月 8 日に、これまでの公害防止協定を全面的に改定し新たな公害防止協定を締結しました。なお、本環境報告書については、全面改定前の協定内容が適用されます。

2 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、施設稼働に当たっては、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギー施策を推進します。

### <主な対策>

- ① 構成市町へ、ごみの減量を目的とした資源化の促進の依頼
- ② 温室効果ガス削減計画の推進
- ③ グリーン購入の推進

3 地域と協働で事業活動を進めていくために、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開するとともに、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たしていきます。

### <主な対策>

- ① ホームページ・情報公開条例等による情報公開
- ② 公害防止協定に基づく周辺住民説明会等の開催
- ③ 環境報告書の作成
- ④ 広報紙「にしたまエコにゆうす」発行




## 2 平成30年度の物質収支



### 3 平成 30 年度の実績と評価





平成 30 年度の環境センターからの温室効果ガス排出量（ごみ焼却によるものは除く）および排ガス、放射性物質等、敷地境界線における悪臭・騒音・振動ならびに排水の測定結果の実績と評価は下表のとおりです。また、温室効果ガス排出量は、平成 27 年度から第 2 計画期間に入っています。

排ガスの測定結果は公害防止協定値をすべて下回っています。なお、騒音については法規制値を超過していますが、これは、焼却施設停止時の測定結果においても法規制値を超過していることから、外部要因が大きく影響していると判断しています。

＜温室効果ガス排出量＞		【評価基準】		減少		増加
項目	削減義務率 (計画期間：平成 27～令和元年度)	基準年度値	平成 30 年度 実績値	評価	参照頁	
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	15%削減 (5年間 3,500t-CO <sub>2</sub> 削減)	4,672	3,006 (64.3%削減*1)		P28 ~29	

※1 平成 30 年度実績値：( ) 内の数値は、基準年度値に対する削減率を示しています。

#### ＜公害関連項目＞

【評価基準】		公害防止協定目標値達成		公害防止協定規制値達成
		法規制値達成		法規制値未達成

■ **公害防止協定目標値**とは、公害防止協定値を組合の努力によって、さらに低減するための目標値です。

項目	法規制値	公害防止 協定規制値	公害防止 協定目標値	平成 30 年度実績値		評価	参照頁
				最大値	最小値		
排 ガ ス	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.08	0.02	0.01	<0.001	<0.001	 P32
	硫酸化物 (ppm)	約 440	30	10	<1	<1	 P32
	窒素酸化物 (ppm)	250	50	40	40	19	 P32
	塩化水素 (ppm)	430	25	10	9	6	 P32
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	—	50	10	<5.0	 P33
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1	0.5	0.1	0.0077	0.0019	 P34 ~35

注) 1 「ばいじん」「硫酸化物」「窒素酸化物」「塩化水素」「水銀」の法規制値は、**大気汚染防止法**によるものです。

2 「ダイオキシン類」の法規制値は、**ダイオキシン類対策特別措置法**によるものです。

3 排ガスの実績値は、3 炉の最大、最小を示しています。

ダイオキシン類は、●1 号炉・・・3 回/年 ●2 号炉・・・3 回/年 ●3 号炉・・・3 回/年 測定実施。  
その他の項目は、●1 号炉・・・4 回/年 ●2 号炉・・・4 回/年 ●3 号炉・・・4 回/年 測定実施。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成30年度実績値		評価	参照頁	
				最大値	最小値			
放射性物質等	焼却灰（飛灰）中（Bq/kg）	8,000	—	—	65	37		P42
	排ガス（煙突出口）中（Bq/m³N）	1	—	—	不検出	不検出		P43
	敷地境界線 空間放射線量率（μSv/h）	0.23	—	—	0.068	0.056		P44
東	0.065				0.042			
西	0.074				0.057			
南	0.069				0.054			
北								

- 注) 1 「放射性物質等」の法規制値は、**放射性物質汚染対処特措法**によるものです。  
2 放射性物質【焼却灰（飛灰）中、排ガス中】の実績値は、「放射性セシウム134」と「放射性セシウム137」の合計値です。  
3 放射性物質（排ガス中）の実績値は、3炉の最大、最小を示しています。  
●1号炉・・・4回/年 ●2号炉・・・4回/年 ●3号炉・・・4回/年 測定実施。  
4 空間放射線量率の実績値は、敷地境界線4地点（各地点の測定回数52回/年）の最大、最小を示しています。  
5 「不検出」とは、検出限界濃度以下を示しています。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成30年度実績値		評価	参照頁	
				最大値	最小値			
臭気指数	10	10	—	10未満	10未満		P46	
臭気（敷地境界線） 悪臭物質濃度	アンモニア（ppm）	1~5	—	—	0.21	0.04		
	メチルメルカプタン（ppm）	0.002~0.01	—	—	<0.0001	<0.0001		
	硫化水素（ppm）	0.02~0.2	—	—	<0.0001	<0.0001		
	硫化メチル（ppm）	0.01~0.2	—	—	<0.0001	<0.0001		

- 注) 1 「臭気指数」の法規制値は、**東京都環境確保条例**によるものです。また、臭気指数は、臭気の濃度（強さ）を指数にしたもので、嗅覚検査合格者（パネル）を用いて悪臭の程度を判定する三点比較式臭袋法（パネルによる平均正解率）で算出します。  
2 「その他の臭気項目」の法規制値は、**悪臭防止法**によるものです。  
3 臭気の実績値は、敷地境界線4地点（各地点の測定回数2回/年）の最大、最小を示しています。

項目		法規制値		公害防止 協定規制値	公害防止 協定目標値	平成 30 年度実績値		評価	参照頁		
						最大値	最小値				
騒音 (敷地境界線)	騒音 (dB)	地点 No.A	朝	40	40	—	50	40		P47	
			昼間	45	45	—	58	40			
		No.D	夕	40	40	—	50	40			
			夜間	40	40	—	48	40			
	地点 No.E No.F	朝	45	45	—	73	42				
		昼間	50	50	—	61	44				
		夕	45	45	—	51	39				
		夜間	45	45	—	48	38				
振動 (敷地境界線)	振動 (dB)	地点 No.A	昼間	60	60	—	40	<30		P48	
			No.C No.E No.F	夜間	55	55	—	37			<30
		地点 No.D		昼間	55	55	—	<30			<30
			夜間	50	50	—	30	<30			
	<p>注) 1 「騒音」「振動」の法規制値は、<b>東京都環境確保条例</b>によるものです。また、地点および時間帯によって異なった法規制値が定められています。</p> <p>    &lt;&lt;騒音の時間帯&gt;&gt;</p> <p>        ・朝：6 時台～7 時台  昼間：8 時台～18 時台  夕：19 時台～22 時台  夜間：23 時台～5 時台</p> <p>    &lt;&lt;振動の時間帯&gt;&gt;</p> <p>        ・昼間：8 時台～18 時台  夜間：19 時台～7 時台</p> <p>2 騒音、振動の実績値は、敷地境界線 6 地点（各地点の測定回数 2 回/年）の最大、最小を示しています。</p>										
	項目		法規制値		公害防止 協定規制値	公害防止 協定目標値	平成 30 年度実績値		評価		参照頁
最大値							最小値				
排水	pH	5~9	—	—	7.6	6.3		P49			
	BOD (mg/L)	600	—	—	3.7	1.1					
	SS (mg/L)	600	—	—	<1	<1					
<p>注) 1 「排水」の法規制値は、<b>下水道法</b>によるものです。</p> <p>2 排水の実績値は、下水道放流直前の再利用水槽 1 地点（測定回数 12 回/年）の最大、最小を示しています。</p>											